

# まつもとほうじん

平成29年  
(2017年) 1月号  
第504号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス [hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp](mailto:hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp)



## - 主な記事 -

税務署長・会長新年ご挨拶.....	2頁
税についての作文.....	3頁
税務ポイント.....	4頁
労務レポート.....	5頁
皆さんこんにちは・濱莞二氏.....	6頁
頑張ってます・柳澤千夏さん.....	6頁
ふるさとの宝、税制改正に関する提言活動報告...	7頁
青年部・女性部コーナー.....	8頁
1月の予定、部会便り 等.....	9頁
当会役員・監事年賀.....	10頁
会員福利厚生制度PR.....	11頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき...	12頁
冬期特別研修会(2/17開催)のお知らせ.....	付録
会員親睦ボウリング大会(2/16開催)参加者募集...	付録

## 『市民歩こう運動』

(松本市)

「介護には無縁で、健康で自立した多くの皆さんがいきいきと生活しているまち」、「赤ちゃんからお年寄りまでが健康で自立して、明るく元気に過ごせるまち」。そんな「健康寿命延伸都市・松本」の創造に向けて市は様々な施策を実施しております。

そうした中、幅広い世代の方々が取り組みやすい“歩くこと”に着目した健康の維持推進施策として、松本市は「市民歩こう運動」を平成20年度より実践しています。

(大沢利充編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社  
長

経  
理  
担  
当



松本税務署長 清水俊一



一般社団法人松本法人会 会長 神澤陸雄

平成 29 年  
謹 賀 新 年

平成29年の年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

一般社団法人松本法人会の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、税務に関する研修会や租税教育への取り組みなど、様々な活動を通じて正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をされますとともに、地域社会の健全な発展にも寄与されており、深く敬意を表する次第です。

さて、ご案内のとおり、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の利用が開始されております。個人番号は、社会保障・税・災害対策の3分野で利用することとされており、法人番号につきましては、法人の名称や所在地とともに、インターネット上において広く一般に公表され、誰でも自由に閲覧できるようになっております。

申告書や法定調書といった税務関係書類には、本年1月以降、個人・法人番号の記載が本格化してまいります。引き続き制度の円滑な導入・定着に向けた取り組みを行ってまいりますので、法人会の皆様方にも、周知・広報につきましてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

ところで、間もなく平成28年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。本年も税務署1階におきまして申告相談会場を開設することとしております。例年会場には多くの納税者の皆様が登場し、大変混雑が予想されますので、所得税等の確定申告の際には、是非とも国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を活用して、ご自宅で確定申告書を作成し、郵送による提出、あるいはe Taxによる送信など、ICTを活用した申告にご協力をお願いいたします。

また、確定申告書を提出される従業員の皆様に対しまして、「確定申告書等作成コーナー」の利用についての社内広報等による働き掛けをお願いいたします。

なお、納税につきましては、「振替納税」及び「ダイレクト納付」のご利用をお勧めしております。「ダイレクト納付」は所得税及び復興特別所得税だけでなく、全税目での利用が可能となっており、特に毎月納付される源泉所得税など利用回数の多い手続には大変便利です。併せて「確定申告書等作成コーナー」「e Tax」等と併せてご利用いただき、期限内の申告・納税にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たり、本年の一般社団法人松本法人会会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

新年おめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の運営にあたりまして、深いご理解と絶大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。お陰様で、本年度もこれまで予定いたしました各種事業を滞りなく終了し、会長としての責務を果たすことができたものと考えております。これもひとえに税務ご当局や会員の皆様をはじめ、関係団体各位、そして地域の皆様方のお力添えの賜物と改めて深く感謝申し上げます。

昨年は4月に熊本地震、10月には鳥取中部地震が発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。現在も大勢の方々が無事な暮らしを送られていますことに、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念申し上げます。

そうした中、国内経済は緩やかな回復基調にあるとされておりますが、日銀の「異次元緩和」が限界に達し、企業の好業績を支えた円安・株高の流れに変調をきたし始めたことにより「アベノミクス」も“曲がり角”に差し掛かったとの指摘もございます。もともとアベノミクスの効果が、まだ十分に波及していなかった地方の企業・都市にとっては、先行き不透明な状況が続いております。

一方、国外に目を向けますと新興国経済の減速に加えて、イギリスの欧州連合（EU）離脱が現実問題となり、更には、アメリカの政権交代など外部環境も不確実性を増しております。

このような要因が、日本経済に与える影響も心配される中ではありますが、政府にはどうか国民が安心して豊かな生活を送れるように、とりわけ地方創生の取り組みを深化させつつ、実効性のある戦略を打ち出し、好循環の輪が地域の経済と雇用を担う地方企業にまで広がるよう力強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

当会としては、これからも税のオピニオンリーダーとして、税制改正に関する提言活動、租税教育等の啓発活動、そして基本事業であります税務研修会、企業経営に資する研修会の開催などの活動を積極的に展開していく所存でございますのでどうぞ宜しくお願い申し上げます。

新しい年を迎えるにあたり、税務ご当局をはじめ、会員企業と関係者各位、そして地域の皆様方のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

# 税について の作文 コンクール

関東信越国税局長賞

## 「税の存在と笑顔」

松本市立梓川中学校 三年 大澤 弥帆

よく、税金が高いとか、そういう言葉を耳にしますが、私はほとんど税については無関心でした。でも、私も買い物をして消費税を払っています。このまま無関心ではいられません。今回、図書館で税についての本を借りて、調べてみる事にしました。そうしたら税には、色々な種類があり、どのように使われているか知ると、私達の暮らしを守ってくれている事に気づきました。

ある春休みの朝、叔母から母に電話がありました。それは、祖父の具合が急に悪そうだけど、医者に行こうと言っても様子を見るから大丈夫と断られているから、ちょっと来て説得してくれないかという事でした。母と私は、すぐ祖父の家に向かいました。そしたら、その日の祖父は、私でも違いが分かるくらい、顔の色も息の仕方も異常な祖父でした。我慢強い祖父ですが、こんなに我慢する事はないと思いました。会話ができて、立ち上がる事ができなかったため、救急車を呼びました。

救急車は、すぐに来てくれました。たぶん五分も待たなかったと思います。隊員の方々がテキパキと人工呼吸器をつけたり脈拍を測ったり、声がけをしてくれたりして、病院に連れて行ってくれました。病院では、色々な検査をしたり、処置をしてくれました。

お医者さんには「あと、五分遅かったら命はなかったです」と言われ、普通に話していた祖父が、あと五分で死んでしまった

かもと考えたら、とても怖くなりました。驚いてしまいました。自分達で病院に連れて来ようとしたら、朝の交通渋滞にまきこまれ、病院に行くのも、とても遅くなってしまったと思います。救急車で連れてきてもらえて、本当に助かりました。ありがたいです。『あと、五分』で命が助かりました。奇跡のような出来事です。祖父が亡くなっていたら、私達家族の暮らしも変わっていたかも知れません。このように命や暮らしを守ってもらえているのは、税金があるからだと分かりました。

そして、私も生まれてからずっと税金にはたくさんお世話になっていました。

赤ちゃんの頃から予防接種を受けさせてもらえたり、学校で教育を受けさせてもらっています。部活動でたくさん汗をかいてのどが渴いた時には、水道の蛇口をひねるだけでおいしい水が飲めます。税金は、みんなが必要としている欠かせないものに使われていると改めて知りました。今回、税について調べるために利用した市の図書館も税金で成り立っていました。

私達が安心して暮らして、育っていける良い環境をつくっているのが税だと知りました。

これから私は、税についてもっと知識を豊富にし関心を持ち、よりよい生活のために、あの時の祖父や家族のほっとした笑顔を思い出し、大人になったら進んで納税できる人になりたいです。

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>106</sup>〕

## 被相続人の居住用財産(空き家)を売ったときの特例

Q. 私は、現在、実家(空き家)とは別に住んでいますが、その管理には費用、環境の悪化、防火・防災の懸念等があり困っています。

平成28年度の税制改正において、居住用財産(空き家)を売ったときの特例があるようですので、教えて下さい。

A. 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は、その敷地等を平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。

「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」が創設されました。

(注)

(1) 被相続人居住用家屋とは、相続開始直前に被相続人の居住の用に供されていた家屋で、次の要件に該当するものをいいます。

- イ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ロ 区分所有建物登記がされていないもの
- ハ 相続開始直前において被相続人以外に居住していなかったもの

(2) 被相続人居住用家屋の敷地等とは、相続開始直前にその敷地の用に供されていた土地又はその土地の上に存する権利をいいます。

1. 特例を受けるための適用要件

(1) 売った人が、相続又は遺贈により被相続人居住用家屋及びその敷地等を取得したこと。

(2) 次のイ又はロの売却をしたこと。

イ 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋を売るか、被相続人居住用家屋とともに、その家屋の敷地等を売ること。

(注) 被相続人居住用家屋は、次の2つの要件に、その敷地等は次の(イ)の要件に該当することが必要です。

(イ) 相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていた

ことがないこと。

(ロ) 譲渡の時ににおいて一定の耐震基準を満たすものであること。

ロ 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋の全部の取壊し等をした後にその敷地等を売ること。

(注) 被相続人居住用家屋は次の(イ)の要件に、その敷地等は次の(ロ)及び(ハ)の要件に該当することが必要です。

(イ) 相続の時から取壊し等の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

(ロ) 相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

(ハ) 取壊し等の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと。

(3) 相続の開始があった日から3年目の年の12月31日までに売ること。

(4) 売却代金が1億円以下であること。

(5) 売った家屋や敷地等について、相続財産を譲渡した場合の取得費の特例や収用等の場合の特別控除など他の特例の適用を受けていないこと。

(6) 同一の被相続人から相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は、その敷地等について、この特例の適用を受けていないこと。

(7) 親子や夫婦など特別な関係がある人に対して売ったものでないこと。

2. 適用を受けるための手続

この特例を受けるためには、所得税及び復興特別所得税の確定申告をすることが必要です。

準備する書類としては、前述の要件を証明する書類の「被相続人居住用家屋等確認書」等(国税庁ホームページ参照)を添付します。

3. 他の特例の適用

相続税額の取得費加算の特例(措法39)は、選択適用となりますが、特定の居住用財産の買換えの特例等(措法36の2、同41の5、同41の5の2)とは重複適用ができます。

相続開始前から、相続税における小規模宅地の特例の適用等も検討しておきたいものです。

(税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

## 労務レポート

## 若者の就労に関しての今時の事案

社会保険労務士 高 砂 礼 次



人材育成について企業の皆様に心掛けていただきたいことは、若者が職場に入ってきたら、企業はまず仕事を正確に教え、教わる側の若者には正確な仕事を身に付ける努力を自らしていくように促していただきたいということです。このことを根気よく何度も何度も気長に続け、並行してマニュアル・標準書なども示して、知識と経験の双方が習慣になるまで、教える側が謙虚に対応していただきたいものです。“Repetition is another name of Genius”という人もいます。まずは仕事の正確さ、次にスピード、次に改善力を身に付けていただきたいものです。小さな改善をしていく中で、大きな変化や大きな改善につながるものです。若者は過去の時代との比較や歴史に重きを置くことなく、未来、夢、変化に重きを置いているものですが、その思いを良い方向へ導いていただきたいと思います。

さて、厚生労働省がまとめた「過労死等防止対策白書」によると勤労者の心疾患による死亡・自殺件数並びに年間総労働時間は減少傾向にあるそうです。一方「精神障害の労災請求件数は1999年〔155件〕から2015年〔1515件〕へ、また民事上個別紛争相談に占める「いじめ・嫌がらせ」事件数は2015年度が〔66600件〕で10年前と比較して10倍に増加している状況です。特に注意すべきは、日本の15歳から39歳の若者の死因トップが、「自殺」という点です。能力・人格否定発言等から、職場が嫌になり、仕事が嫌になり、追い詰めることは、大切な日本の社会を担うべき若者を失っていくことになっています。

年配の方々は時間をかけ辛抱や忍耐を学び美德とし、長時間労働も経験した世代ですが、現在の若者は厳選かつ過酷な就職活動を経て採用されたことで、採用先の企業に感謝の念を抱き、初めから全力投球で仕事に当たりがちです。言い換えれば、その人のピークで初めから接しています。年配の方が長い社会人生活の中で徐々に慣れていった厳しい環境が、若者の目の前にいきなり現れるわけですが、そうした環境にすぐに対応できないのは自分の力の無さだと感じてしまいます。そこへさらに職場の上司や先輩から心無い厳しい言葉を投げかけられると、若者の心は壊れ、孤立化し、職場、社会からの逸脱を考えてしまいます。「天から和尚はいない」という“待ちの精神”で見守っていただ

きたいと思います。

とても速いスピードで社会は変わっていますが、人を育てるには“待ちの精神”を忘れないでいただきたいと思います。若者に自走力が付けば一生涯成長のスパイラルを本人が実感できます。「茹でガエルになるな」はビジネス環境の変化に対応することの重要性を指摘する言葉ですが、人材育成については生涯学習の精神で、気長に進めていただきたいものです。

ビジネスの世界の変化のスピードはさらに速いもので、特に若い世代を対象とした事業の変化はとても速いものです。そうした分野では積極的に若者の感性やアイデアに任せる風土を会社に持つことが肝要です。経験豊かな上司・先輩には若者を見守る“奴隷の視点”も併せ持っていただければと思います。

先人の努力・苦労の上に実現された今日の平和で豊かな社会ですが、その状況に少し変化が見られているように思われます。若者の中には自分にとって仕事とは？人生とは？という事を改めて見詰め直している方が増えているのではないのでしょうか。職場や社会、家族や仲間との間で自助・共助・扶助の関係を培う過程で自分の人生の豊かさ、成長を実感できる職場風土が、今どきの若者にとって重要なものであり、その職場風土の醸成こそが企業の将来の明暗を分けるポイントとなっているのではないのでしょうか。

日本が直面する超少子高齢化問題に対して、若者の力が重要なのは言うまでもございませんが、その他にも国が進めているワークライフバランスやダイバーシティの推進、女性や高齢者、障害者の方々の雇用や子育て、教育環境の充実等に対して補助金制度もございます。医療をはじめとする様々な産業分野ではロボット化やIT化、ドイツで進められている「インダストリー 4.0（情報技術を駆使した製造業の革新）」等による高効率化、省資源化が近い将来実現することでしょう。こうした社会の実現を年配の方も若者も、同じベクトルで目指すことが重要だと最後に結び、若者の就労に関しての今時の事案についてのご報告とします。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690



皆さん  
こんにちは♪

(有)電算オフィスオートメーション  
松本市島立  
代表取締役 濱 堯二氏

### 『地元の企業に貢献する企業をめざして！』

(有)電算オフィスオートメーションは、1981年に創業されたソフトウェア開発、WEB開発、ハードウェア設計・開発・保守、ネットワ

ーク事業、ホームページ製作を手掛ける企業です。

濱堯二社長は現在32歳。それまで着実に会社を発展させてきた先代社長（現会長）より2015年8月に会社を受け継がれました。入社後はまず技術者としての経験を積むためプログラマーとしてシステム開発等に組み込まれていたそうです。現在は主に営業面を担当されているのですが、お客様との打ち合わせの際にはかつて技術者として身に着けた知識が大いに役立っているとのこと。

様々な業種のお客様からいただく多種多様なご要望に、常にお客様の立場で最新の技術を最適な形で提供することでお応えし、これからも地元の企業に貢献していきたいと力強く語って下さいました。

とても爽やか好青年でスポーツマン。長らく取り組まれてきたテニスでは指導者として国体長野県代表選手を指導する等休日もフル回転。一つ一つ誠実にお話し下さりこれから楽しみな濱社長でした。

(川船昌子編集委員)

今年もよろしく  
お願いいたします。  
けんた



### 頑張ってます!!

#### 『居酒屋を通じて松本を、日本を元気に!!』

創作鉄板居酒屋「しなののてっぺん」

(株まんでん)

松本市中央  
柳澤 千夏さん

2012年に松本市本町に開店した鉄板創作居酒屋「しなののてっぺん」は美味しい料理と素敵な笑顔の店員さんの元気一杯な接客が好評な人

気店です。1月17日には松本駅からほど近くに3号店となる「大人のてっぺん」がオープンします。

当店は『本気の朝礼』が有名な「てっぺんグループ」で修業された柳澤社長が独立開業されたお店で、「居酒屋を通じて松本から日本を元気にする」という会社のコンセプトのもとで毎日行われる『本気の朝礼』には大勢の方が見学、参加に訪れます。



開業準備の段階から「財務諸表は会社の羅針盤。中小企業が地に着いた経営を行う基本は経理である。」との指導を受け、開業前に経営計画を作り、開業後は記帳を通じて経営判断を誤らせないように心がけています。その会社の要を担うのが今回お話を伺った妻の千夏さんで、主に経理を担当されています。愛喜君(4歳)と未浪ちゃん(1歳)の子育てをしながらも妥協を許さない仕事振りが会社を支えています。

お仕事に子育てにお忙しい毎日を過ごされていますが「夫婦で力を併せて会社を大きくすることが夢」と語る明るく元気な奥様です。

(大沢利充編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、  
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社: 〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号  
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所  
社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



## ふるさとの宝

次代へのおくりもの

225

## ～歩こう松本！心も体も健康に！～

### 『市民歩こう運動』(松本市)

老若男女を問わず、身体への負担も少なく、自分のペースで手軽に実践できる運動に「歩くこと=ウォーキング」があります。肥満対策や認知症予防、筋力増強やストレス解消にも効果があるとされており、「健康寿命延伸都市」創造を目指す松本市としても、市民の皆さんの健康促進のために歩くことを習慣化してもらうために「歩こう松本！心も体も健康に！」というキャッチフレーズを定め『市民歩こう運動』を推進しています。

具体的には歩くことをテーマにした「健康づくり講座の実施」、各地区の名所・旧跡が組み込まれた「地区ウォーキングマップの作成・配布」、前述マップを利用した「ウォーキングイベントの実施」、歩行時間・距離が記載でき、記念品との交換も出来る「記録カ-

ドの作成・配布」等があり、市民の皆さんが歩くことを習慣化するための様々な取り組みがなされています。

ただ、こうしたイベントは平日の昼間に実施されることが多く、参加者が年配の方中心になっており、将来の健康のためにも働き盛りの世代にもっと取り組んでほしいという思いもあるそうです。そこで市は企業（働く世代）を対象とした「市民歩こう運動」も実施しております。参加企業に対して「活動量計貸与」「形態測定（身長、体重等）」「歩きの健康情報配布」「運動結果の返却」といったサービス・情報が提供されるそうです。協力企業を募集しておりますので、詳細は松本市健康福祉部福祉計画課までお問い合わせください。

こうした様々な取り組みやイベントに参加することで、歩くことが習慣化され、市民の健康が実現すると共に、仲間づくり、地域の魅力の再発見につながることを願われます。  
(大沢利充編集委員)

さあ！ネットでも申告・納税  
イータックス (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

## 平成29年度税制改正に関する 提言活動

法人会では毎年、公平で健全な税制の実現を目指して、建設的な提言活動を全国的に実施しています。

松本法人会でも、地方自治体などに対する提言活動



(写真：務台俊介松本事務所にて提言内容を秘書に説明中の百瀬幸子税制委員長)

に取り組んでおり、12月12日(月) 国会議員・務台俊介氏の事務所、また、松本市役所を訪問し、29年度税制改正に関する提言活動を行ないました。



(写真：坪田副市長に提言書を手渡す税制委員長)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



# 鍋林株式会社

[www.nabelin.co.jp](http://www.nabelin.co.jp)

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

# 青年部コーナー

## ～ 12月例会開催報告～

12月14日(水) 青年部12月例会を開催いたしました。(担当 第四委員会：濱徳章委員長) 講師に長野県サッカーを盛り上げる松本山雅FCとAC長野パルセイロでアンバサダーを務める柿本倫明氏と土橋宏由樹氏をお招きし、お二人の歩みを振り返りつつ、長野県のサッカー界についてお話をいただきました。



松本山雅FCアンバサダー 柿本氏



AC長野パルセイロアンバサダー 土橋氏

## ～ 租税教室開催報告～

次代を担う子供たちに、正しい税の知識と仕組みについて学んでもらう租税教育活動。青年部では松本税務署にご協力をいただきながら、小学生を対象とした「租税教室」での講師を担当しています。本年度も各地の小学校で講師を担当させていただいております。



11月30日開催  
生坂村立生坂小学校  
講師：太田副部長

12月21日開催  
塩尻市立洗馬小学校  
講師：廣田租税教育活動委員長



12月22日開催  
安曇野市立穂高南小学校  
講師：吉田副部長

# 女性部コーナー

## ～ 新年特別例会「整理収納講座」ご案内～

毎年、女性部の新年会を兼ね開催する特別例会。今回は「整理収納講座」として、特に台所まわりや衣類の整理などについてアドバイスいただくことにしております。講座のあとの食事会も計画しておりますのでご参加をお待ちしております。

日 時	1月24日(火) 午後3時～6時30分
会 場	日華楼(松本市 中央1-5-18)
内 容	整理収納講座 午後3時～(90分間) 講師：宮嶋 万輝代さん (シンプルお片づけ 代表) 食事会 午後4時40分～(約2時間) 会費：5,000円(食事会参加の方)

## ～ 松本児童園への地域社会貢献活動 報告～

女性部の地域社会貢献活動として、今年も児童養護施設・松本児童園へ、寄附金と洗剤など日用品やタオルほか、物品を贈呈しました。



12月20日(火) 作田部長を含めた女性部の正副部長と事務局の5名で施設を訪問し、竹村園長に手渡しました。

また、昨年に続き、タオルを加工して、施設で生活する子供たちが使う「手拭き」を縫う奉仕作業も行なっていました。

## ～ 絵はがきコンクールへの作品募集を行いました～

12月22日に、安曇野市立穂高南小学校で開催された租税教室にて、作田女性部長が【絵はがきコンクール】への作品応募を呼びかけました。この活動は租税教室に参加した子ども達に、税について学んだことを1枚の絵はがきにまとめてもらう取り組みです。毎年、想像力豊かで楽しい作品が寄せられます。





### 1月の予定

6日税制委グループ会議、納税関係団体連絡協議会  
 12日総務委員会 17日研修委員会 19日青年部第五委員会、幹事会  
 20日正副会長会・役員会、合同委員会・賀詞交換会  
 24日女性部新年特別例会 26日決算説明会



決算説明会（法人税・消費税の説明会/12月決算法人対象）  
 1月26日(木) 午後2時より 大同生命松本ビル1階会議室

### 第97回 税制勉強会開催のお知らせ

本年度3回目となりまし税制勉強会を下記要領にて開催いたします。

日時 平成29年2月2日(木) 午後2時開始  
 会場 大同生命松本ビル1階第一会議室  
 内容 「法人税等における税務調査の是否認事例」  
 講師 松本税務署 玉川副署長  
 受講料 無料  
 お申込 事務局まで(0263-35-8080)  
 大勢の皆様のご参加をお待ちしています。

### 部会便り

#### 波田部会

#### 部会員親睦旅行(奈良方面)報告

波田部会では11月6日、7日の日程で奈良方面への部会員親睦旅行を実施しました。「いにしへの都 奈良」の名所・旧跡を訪ねながら部会員同士の親睦を深めていただきました。



#### 奈川部会・波田部会 合同懇親会が開催されました!

12月8日(木)奈川部会と波田部会の役員を中心とした有志にお集まりいただき合同懇親会が開催されました。



お近くの部会同士がより一層関係を深めていただくため昨年の波田部会での懇親会に引き続き、今回は奈川部会での開催となりました。

こうした繋がりが、より一層広がり法人会活動を盛り上げていただければ幸いです。

#### 塩尻部会 社会貢献活動報告

塩尻部会では社会貢献活動事業として平成28年11月21日(月)に塩尻市内小学校5校(塩尻東小学校・塩尻西小学校・桔梗小学校・広丘小学校・吉田小学校)を訪問し、各小学校に5万円の寄付と小学校向けの租税教育アニメDVDを寄贈しました。

吉田部会長は、「若いころから税の大切さについて関心を高めてほしい」と各小学校でお話しされ、今後の租税教育活動に活用していただきたいと寄附寄贈を行いました。



塩尻市内の小学校を訪れた吉田部会長(左)

エネルギーと環境の  
 ハーモニーを目指します。



東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
<http://www.sanrinko.co.jp/>

八十二銀行は中小企業者および  
 個人事業主のお客さまを  
 全力で応援します。

ご相談につきましては、  
 最寄の支店へお気軽にお申し付けください。



ホームページ <http://www.82bank.co.jp/>



# 頌 春

平成 29 年  
(2017年)  
( )内は選出部会

「消費税申告一 声運動実施中」

会長 神 澤 陸 雄	副会長・厚生委員長・穂高部会長 高 橋 秀 生	副会長・総務委員長 藤 澤 繁 雄	副会長・組織委員長 滝 澤 文 雄	副会長・広報委員長・芳川部会長 塚 田 哲 夫
副会長・研修委員長 花 岡 貞 夫	副会長・波田部会長 百 瀬 衛 貴 男	副会長・塩尻部会長 吉 田 詔 一	副会長・税制委員長 百 瀬 幸 子	副会長・豊科部会長 高 山 政 登
副会長・川手部会長 岩 垂 直 次	常任理事・青年部長 伊 藤 修	常任理事・女性部長 作 田 永 子	常任理事 中 條 功	常任理事・城西部会長 田 中 鈴 生
常任理事 松 下 正 樹	常任理事(西部) 今 井 繁	常任理事(南松本) 島 宏 幸	常任理事・厚生副委員長・東部部会長 森 田 章 敬	常任理事・南部部会長 石 垣 貴 広
常任理事・総務副委員長 篠 田 徹	常任理事・研修副委員長 上 條 栄 規	常任理事・組織副委員長・南東部会長 田 内 光 一	常任理事・広報副委員長 浅 川 琢 夫	常任理事・税制副委員長 奥 原 正 司
常任理事・直前税制委員長 小 林 桂 三	常任理事・直前青年部長 大 月 清 光	常任理事・総務副委員長・深志部会長 倉 科 晶 夫	常任理事・西北部会長 田 中 幸 一	理事・上土部会長 増 田 博 志
理事・伊勢町部会長 土 屋 忠 史	理事・中央部会長 手 塚 勝 彦	理事・本庄部会長 市 川 興 一	理事・白板部会長 竹 本 純 夫	理事・城東部会長 一 志 誠
理事・北部部会長 清 澤 淨	理事・南松本部会長 佐 藤 古 寿	理事・本郷部会長 山 崎 圭 子	理事・寿部会長 小 林 政 美	理事・西部部会長 吉 澤 隆 夫
理事・南西部会長 中 島 敬 夫	理事・三郷部会長 降 幡 真	理事・筑北部会長 佐 藤 郁 男	理事・安曇部会長 宮 本 孝 幸	理事・梓川部会長 野 島 富 治 男
理事・堀金部会長 猪 又 孝 夫	理事・朝日部会長 福 岡 進	理事・山形部会長 小 野 貴 義	理事・奈川部会長 奥 原 宏 幸	理事・上高地・白骨温泉旅館部会長 上 條 敏 昭
理事・農協部会長 清 水 勝 彦	理事・研修副委員長 塩 原 悟 文	理事・組織副委員長 清 水 是 昭	理事・税制副委員長 赤 羽 勝 巳	理事・厚生副委員長 高 橋 治 美
理事・青年部副部長 吉 田 賢 司	理事・女性部副部長 忠 地 恵 子	運営審議員(今町・六九) 舘 沢 正 紀	運営審議員(中央) 太 田 昌 良	運営審議員(深志) 麿 奉 邦
運営審議員(本庄) 横 内 義 明	運営審議員(白板) 折 井 哲 朗	運営審議員(東部) 新 井 卷 好	運営審議員(北部) 小 松 伸 好	運営審議員(芳川) 降 旗 宏 行
運営審議員(本郷) 富 成 敏 文	運営審議員(寿) 橋 詰 修	運営審議員(南部) 丸 谷 義 一	運営審議員(南西) 岡 野 敏 明	運営審議員(南東) 林 勇 次
運営審議員(塩尻) 中 村 文 則	運営審議員(塩尻) 永 島 清 貴	運営審議員(塩尻) 浜 行 雄	運営審議員(豊科) 下 山 邦 雄	運営審議員(豊科) 小 川 原 淨
運営審議員(穂高) 会 田 恵 司	運営審議員(穂高) 菅 澤 一 隆	運営審議員(川手) 望 月 宣 治	運営審議員(川手) 瀧 澤 正 基	運営審議員(波田) 深 澤 直 久
運営審議員(三郷) 久 根 下 直 敏	運営審議員(筑北) 瀧 澤 義 文	運営審議員(安曇) 上 條 匡 彦	運営審議員(梓川) 斉 藤 章	運営審議員(堀金) 小 松 正 廣
運営審議員(朝日) 渡 辺 一 也	運営審議員(山形) 清 水 敏 昭	運営審議員(奈川) 高 宮 善 郎	監事 斉 藤 一 郎	監事 宮 本 潔
監事 井 伊 剛	事務局一同			

あけましておめでとうございます

# 謹賀新年

大同生命は「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、引き続き、会員のみなさまに大きな安心をお届けしてまいります。本年もよろしく願い申し上げます。



**DAIDO 大同生命** 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

# 謹賀新年

私どもAIU損害保険株式会社は法人会 福利厚生制度の『ビジネスガード』シリーズを通じて会員企業の皆様にリスクソリューションを通じたサポートをお届けしてまいります。本年も何卒ご愛顧の程 宜しくお願い申し上げます。



**AIU損害保険株式会社 松本支店**  
長野県松本市深志2-5-26 松本第一ビル7F  
TEL 0263-35-1933



今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じて会員企業とご家族の皆様へ安心をお届けしてまいります。本年も何卒よろしく願い申し上げます。

平成二十九年

# 謹賀 新年

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

**Affac アフラック** 長野支社

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 受付時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ：タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD デジタルのイラスト  
タブレット デモ  
デジタルカメラ デモ  
手書きのイラスト  
素材を組み合わせて  
自社HPから

一般社団法人 松本法人会  
めざします企業の  
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F  
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



## 最優秀賞は「上高地バス停」(松本市)



魅力ある地域の景観づくりに貢献している建築物や広告物、市民活動を表彰する松本市景観賞。最優秀景観賞には上高地バス停(安曇)木造待合施設が選ばれた。木や石、

ガラスの材質で丁寧に作られシンプルで自然にマッチしたことが評価された。「松本市景観シンポジウム」は1月15日(日)午後1時よりあがたの森文化会館で開催される。(川船昌子編集委員)

## 望月総合経営

### 望月総合経営 相続手続そうだん室

「相続手続そうだん室」なら窓口一つで全ての相続手続が完了します。

30から50種もの手続きが必要といわれる相続。それは突然発生するだけでなく、悲しみがまだ癒えないうちから始めてしまいます。お仕事のある方は、忙しい日常生活に戻りながら進めていかなければなりません。



私たち「相続手続そうだん室」は、そんな皆様方の代わりに、多岐にわたる様々な相続手続を円滑に完了するお手伝いをします。

また、以前からしっかりと相続手続を行わずに放置されている件や、将来起こるだろう相続に対するご相談にも真摯にお答えします。遺言書の作成やエンディングノートの作成もご支援致します。まずはお気軽にご相談ください。

1/1~1/31まで  
無料相談受付中! (予約制)

0263-32-8600

0120-328-606

年中無休 8:00~21:00

皆様の秘密は厳守いたします。安心してご相談ください。



川柳コーナー

孫になら

惜しくないのね

お年玉

パパよりも

貯金が多い

愛娘

胃もたれに

幼児食の

御裾分け

新米

## あしがき

新そばの美味しい季節になりました

た。信州は種類も豊富なおそばが楽しめます。先日「そば湯」を出す所、出さない所が話題になりました。そば湯については色々なお話があるようで、「江戸時代に信州のそば屋で『消化に良いですよ』とお待さんに勧め、江戸に帰ったお待さんが広めた『大阪城築城の頃から有名なそば屋「砂場」の職人を徳川家康が江戸へ連れて行き広まった」というものや、1697年刊の「本朝食鑑」に「この湯を飲めば害が無い(食あたりしない)」と書かれている等のエピソードが出て楽しい話題が広がりました。

都道府県別そば湯を出すお店の割合調査で5位は群馬、4位栃木、3位福井、2位山梨、1位が長野で56%のお店です。そば湯を出しているそうです。関東はそば文化、関西はうどん文化です。関西の方はそば湯に驚かれます。関東はそば湯を見ても温かいそば湯を食べて出してくれ...最後に食べていた「信州そば」はいいですね。(川船昌子)

(本号編集委員... 大沢利充、川船昌子)



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係  
発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 塚田哲夫  
(毎月1回1日発行)  
(定価 1部50円)  
印刷所 信州印刷株式会社